

## 山形県内のお客さまにおける二重計量事例について

1. 発生場所 山形県長井市内

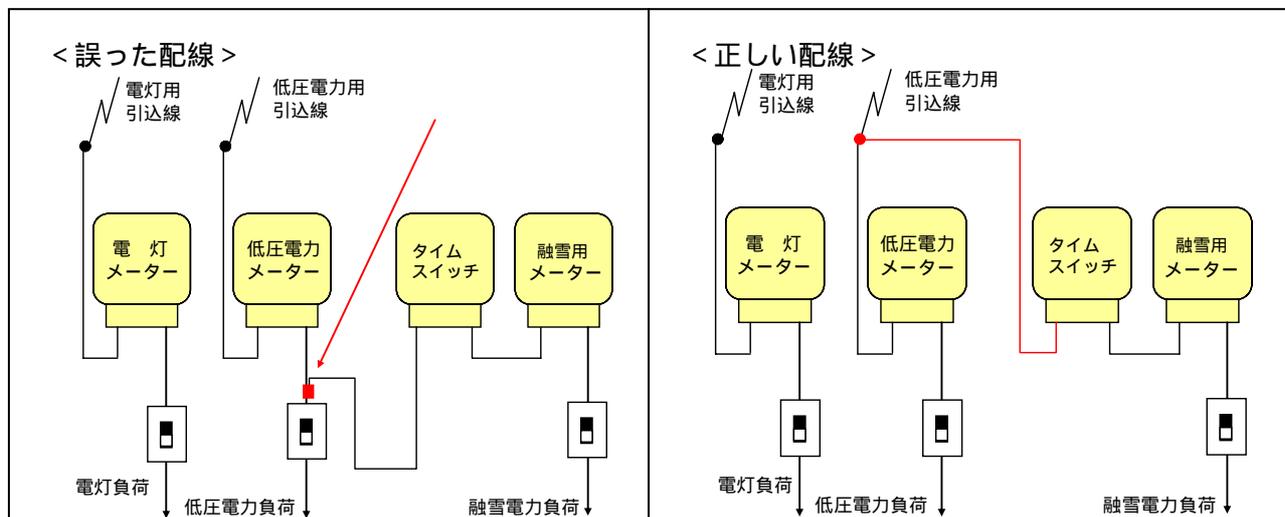
2. ご契約種別 融雪用電力B（道路等の融雪動力向けの契約（1日22時間通電））

### 3. これまでの経緯

- ・平成18年2月15日、電気工事が融雪用電力を新設した際に誤って配線し、当社社員が竣工検査において誤配線を発見できなかった。
- ・平成20年1月16日、経済産業省東北経済産業局の指示に基づく全数調査の一環として配線調査を実施したが、委託調査員が積雪により点検ができず、後日再調査することとしたが、再調査を失念し誤配線を発見できなかった。
- ・平成20年6月4日、お客さま容量変更工事に伴う竣工検査において、当社社員が容量変更工事の確認のみ実施し、誤配線の確認を行わなかった。
- ・平成20年10月16日、過去に判明した二重計量の再発防止策の一つとして実施した現地調査により、当社社員が当該お客さまの配線調査を実施した際、誤配線を発見した。

### 4. 配線の状況

本来、融雪電力用タイムスイッチは、引込線で分岐して配線されるが、誤って低圧電力計器の負荷側に設置されたお客さまブレーカーから分岐して配線されていた。



### 5. 当該お客さまへの対応

- ・誤配線を発見した当日（平成20年10月16日）に、当該お客さまに対してお詫びするとともに、平成20年10月30日に改修工事を実施した。
- ・平成20年10月31日、過大に徴収した電気料金の払い戻しを行なった。

なお、山形支店の当該営業所管内の全数再調査については、平成20年11月10日に完了しており、今回の事例を除き、全て適正な配線であることを確認しております。

以上